

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

■金融事業者の名称 ■取組方針掲載ページのURL: ■取組状況掲載ページのURL:		東北労働金庫 <a href="https://www.tohoku-rokin.or.jp/policy/fiduciary.html">https://www.tohoku-rokin.or.jp/policy/fiduciary.html</a> <a href="https://www.tohoku-rokin.or.jp/media/files/20240930_okyakusamahoni%20.pdf">https://www.tohoku-rokin.or.jp/media/files/20240930_okyakusamahoni%20.pdf</a>		
原則2 【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	原則 原則2 【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。 (注)	実施	取組方針2. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み	2.お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み (1)生活応援運動セミナーの開催状況 (2)投資信託・iDeCo (3)アセットプランナーの配置
	実施	取組方針2. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み	2.お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み (1)生活応援運動セミナーの開催状況 (2)投資信託・iDeCo (3)アセットプランナーの配置	
原則3 【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	原則 原則3 【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。 (注)	実施	取組方針3. 利益相反を適切に管理する取組み	3.利益相反を適切に管理する取組み
	実施	取組方針3. 利益相反を適切に管理する取組み	3.利益相反を適切に管理する取組み	
原則4 【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	原則 原則4 【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。 (注)	実施	取組方針4. 手数料等に係る情報提供の取組み	4.手数料等に係る情報提供の取組み
	実施	取組方針5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	5.お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	
原則5 【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	原則 原則5 【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。 (注1)	実施	取組方針5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	5.お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み
	実施	取組方針5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	5.お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	
	実施	取組方針5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	5.お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	
	実施	取組方針5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	5.お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	
	実施	取組方針5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	5.お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	
原則6 【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	原則 原則6 【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。 (注1)	実施	取組方針6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	6.お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み
	実施	取組方針6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	6.お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	
	非該当	取組方針6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み ※当金庫は金融商品の組成に携わっておりません。	6.お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み ※当金庫は金融商品の組成に携わっておりません。	
	実施	取組方針6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	6.お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	
	実施	取組方針6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	6.お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	
原則7 【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	原則 原則7 【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。 (注)	実施	取組方針7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	7.「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み
	実施	取組方針7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	7.「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	